一般社団法人小平市体育協会表彰規程

（目　的）

第１条　この規程は、一般社団法人小平市体育協会（以下「体育協会」という。）の充実・発展と社会体育の普及・振興に対し永年にわたって貢献した者、又は団体を表彰することを目的とする。

（表彰の種類）

1. 前条に規定する表彰の種類は次のとおりとする。

（１）功労表彰

（２）一般表彰

（３）感謝状

（表彰の対象）

第３条　次の各号に該当し、功績顕著と認めたとき、体育協会が表彰する。

（１）功労表彰は、次の審査基準を満たす者とする。

　　　　ア　体育協会及び加盟団体の役員等をそれぞれに６年以上歴任し、かつ、小平

　　　　　　市においてスポーツ・レクリェーション活動の指導と組織化等に１０年以

　　　　　　上の経験を有し、加盟団体の会長から推薦を受けた者

　　　イ　体育協会の役員等を１０年以上歴任し、退職した者で功績顕著と認められ

た者

　　　ウ　体育協会加盟団体の会長として１０年以上在職し、退職した者で、功績顕

著と認められた者

（２）一般表彰は、各大会において特に功績顕著と認め、加盟団体の会長から推薦を受け、次の審査基準を満たす者とする。

但し、教育委員会から表彰を受けている者及び団体は除く。

ア　全国大会において優勝・準優勝

　　　イ　関東大会において優勝

　　　ウ　都民体育大会において優勝

　　　エ　市町村総合体育大会において優勝

　　　オ　前各号と同等の成績があると認められたもの

（３）感謝状は、次のうちのいずれかに該当するものに対して行う。

　　　ア　体育協会役員等として、６年以上在職し退職した者で功績顕著と認められ

　　　　　た者

　　　イ　体育協会加盟団体の役員等として１０年以上在職し、退職した者で、功績顕著と認められた者

　　　ウ　社会体育の普及振興のため、永年にわたりスポーツ・レクリェーション活動の施設を提供した者

　　　エ　社会体育の普及・振興のため、体育協会に多額お金品を寄贈した者

（４）その他会長が必要と認めた者

２　同一理由で表彰を受けた者は対象にしないものとする。

（表彰の時期）

第４条　表彰は、原則として、新年賀詞交歓会の場で行う。

（推薦の手続き）

第５条　体育協会加盟団体の会長は、第３条の規定に基づき、被表彰候補者又は団体

　推薦書を体育協会長に提出する。

２　候補者は表彰委員会において審査し、被表彰者として決定する。

３　表彰者又は団体には、表彰状、感謝状を贈る。

（表彰委員会）

第６条　表彰を公平且つ妥当に行うため、表彰委員会（以下「委員会」という）を置

く。

２　委員会の委員は、一般社団法人小平市体育協会定款第２５条の規定によって選任

された理事及び監事をもって構成する。

３　委員会に委員長をおき、体育協会長がこれにあたる。

４　委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員が職務を代行する。

５　委員は、自己、配偶者、親族の表彰に関する議事に参加することはできない。

ただし、委員会の同意を得たときはこの限りではない。

６　委員会は、委員の２分の１以上の出席がなければ会議を開くことができない。

７　委員会の議決は、出席委員の過半数を必要とし、賛否同数のときは委員長の決す

るところによる。

（事務処理）

第７条　委員会に関する事務処理は、体育協会事務局がこれにあたる。

（改　廃）

第８条　この規程の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成２２年　４月１日付で施行する。

２　この規程は、平成２３年　９月１日付で施行する。

３　この規程は、平成２４年１１月１４日付で施行する。